(3)　電子決済手段等取引業者は、利用者への情報提供等、利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第六二条の一二関係）

(4)　電子決済手段等取引業に関して電子決済手段等取引業者が利用者から金銭その他の財産の預託を受けること等を原則として禁止することとした。（第六二条の一三関係）

(5)　電子決済手段等取引業者は、利用者の電子決済手段を自己の財産と分別して管理し、その管理の状況について、定期に公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととした。（第六二条の一四関係）

(6)　電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業を行う場合には、発行者等との間で、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該発行者等と当該電子決済手段等取引業者との賠償責任の分担に関する事項等を定めた電子決済手段等取引業に係る契約を締結し、これに従って当該発行者等に係る電子決済手段等取引業を行わなければならないこととした。（第六二条の一五関係）

(7)　電子決済手段等取引業者に関し、金融分野における裁判外紛争解決制度（いわゆる金融ＡＤＲ制度）を設けることとし、紛争解決機関との間で契約を締結する措置等を講じなければならないこととした。（第六二条の一六関係）

(8)　特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段関連業務を行う電子決済手段等取引業者について、金融商品取引法の規制を準用することとした。（第六二条の一七関係）

(四)　監督規定の整備

電子決済手段等取引業者に関し、帳簿書類及び報告書の作成、公認会計士又は監査法人の監査報告書等を添付した当該報告書の提出、立入検査、業務改善命令等の監督規定を設けることとした。（第六二条の一八～第六二条の二四関係）

(五)　認定資金決済事業者協会に関する規定の整備

電子決済手段等取引業者が設立した一般社団法人であって、電子決済手段等取引業の適切な実施の確保を目的とすること等の要件に該当すると認められるものを、法令遵守のための会員に対する指導等を行う者として認定することができることとする等、認定資金決済事業者協会に関する規定を設けることとした。（第八七条、第八八条、第九〇条～第九二条及び第九七条関係）

(六)　罰則

電子決済手段等取引業者に関し、所要の罰則規定の整備を行うこととした。（第一〇七条～第一一〇条及び第一一二条～第一一七条関係）

2　為替取引分析業に係る制度整備

(一)　定義

「為替取引分析業」の定義を定めることとした。（第二条関係）

(二)　許可制の導入

(1)　為替取引分析業（複数の金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に関し、犯罪による収益の移転等の防止のために必要となる分析等を業として行うことをいう。）は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行ってはならないこととした。（第六三条の二三関係）

(2)　為替取引分析業者の許可の申請及び許可の基準を定めることとした。（第六三条の二四及び第六三条の二五関係）

(3)　為替取引分析業者は、自己の名義をもって、他人に為替取引分析業を行わせてはならないこととした。（第六三条の二六関係）

(三)　業務に関する規定の整備

(1)　為替取引分析業者は、主務大臣の承認を受けた場合を除き、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務以外の業務を行うことができないこととした。（第六三条の二七関係）

(2)　為替取引分析業者は、為替取引分析業者の全部又は一部を他の為替取引分析業者以外の者に委託をしてはならないこととする等、所要の規定を設けることとした。（第六三条の二八関係）

(3)　為替取引分析業者は、業務方法書に、金融機関等から為替取引分析業務の委託を受けることを内容とする契約の締結に関する事項等を定め、業務方法書の定めるところにより、為替取引分析業を行わなければならないこととした。（第六三条の二九関係）

(4)　為替取引分析業者は、為替取引分析業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に関する事項を業務方法書において定めることその他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。（第六三条の三〇関係）

(5)　為替取引分析業者の取締役等は、為替取引分析業又は為替取引分析関連業務に関して知り得た秘密の漏えい等をしてはならないこととした。（第六三条の三一関係）

(四)　監督規定の整備

為替取引分析業者に関し、定款又は業務方法書の変更に係る主務大臣の認可、業務の種別の変更に係る主務大臣の許可、報告書の作成、立入検査、業務改善命令等の監督規定を設けることとした。（第六三条の三二～第六三条の三七関係）

(五)　雑則

(1)　為替取引分析業者の為替取引分析業の全部若しくは一部の廃止の決議又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第六三条の三八関係）

(2)　主務大臣は、為替取引分析業者に対し、業務改善命令等の処分を行おうとするときは、あらかじめ、為替取引分析業務の委託をした金融機関等の区分に応じた大臣に協議しなければならない等、所要の規定を設けることとした。（第六三条の三九～第六三条の四二関係）

(六)　罰則

為替取引分析業者に関し、所要の罰則規定の整備を行うこととした。（第一〇七条～第一一〇九条、第一一一条及び第一一三条～第一一五条関係）

3　高額電子移転可能型前払式支払手段に係る規定の整備

(一)　定義

「高額電子移転可能型前払式支払手段」の定義を定めることとした。（第三条関係）

(二)　業務実施計画の届出

前払式支払手段発行者は、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとするときは、業務実施計画を定め、内閣総理大臣に届け出なければならないこととした。（第一一条の二関係）

(三)　罰則

前払式支払手段発行者が高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとする際の業務実施計画の届出をしなかった場合等の罰則規定の整備を行うこととした。（第一一四条関係）

4　その他

(一)　電子決済手段に該当する信託受益権を発行する一定の信託会社等は、銀行法第四条第一項及び第四七条第一項の規定にかかわらず、特定資金移動業（資金移動業のうち、当該信託受益権の発行による為替取引のみを業として営むことをいう。）を営むことができる旨の特例を設けることとした。（第三七条の二関係）

(二)　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　金融商品取引法の一部改正関係

1　有価証券とみなされる権利の範囲の見直し

受益証券発行信託の受益証券に表示されるべき権利及び信託の受益権のうち、資金決済に関する法律第二条第五項第三号又は第四号に該当する電子決済手段であって有価証券とみなさなくても公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを、有価証券とみなされる権利から除くこととした。（第二条関係）

2　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。